

## 東日本大震災津波復興特別委員会会議記録

東日本大震災津波復興特別委員会委員長 佐々木 大和

### 1 日時

平成 27 年 3 月 20 日（金曜日）

午前 10 時 2 分開会、午前 11 時 34 分散会

### 2 場所

特別委員会室

### 3 出席委員

佐々木大和委員長、岩淵誠副委員長、柳村岩見委員、樋下正信委員、工藤勝子委員、嵯峨耆朗委員、岩崎友一委員、高橋孝眞委員、佐々木茂光委員、福井せいじ委員、城内愛彦委員、神崎浩之委員、渡辺幸貫委員、佐々木博委員、飯澤匡委員、大宮惇幸委員、小田島峰雄委員、及川あつし委員、高橋昌造委員、工藤勝博委員、佐々木努委員、伊藤勢至委員、及川幸子委員、佐々木順一委員、工藤大輔委員、喜多正敏委員、郷右近浩委員、後藤完委員、名須川晋委員、田村誠委員、高橋元委員、小野共委員、高橋但馬委員、軽石義則委員、佐々木朋和委員、小西和子委員、久保孝喜委員、木村幸弘委員、斉藤信委員、高田一郎委員、五日市王委員、清水恭一委員、小野寺好委員、吉田敬子委員

### 4 欠席委員

なし

### 5 事務局職員

新屋事務局次長、高橋議事調査課総括課長、稲葉政策調査課長、上野主任主査、引屋敷主査、大山主査、木村主任

### 6 説明のために出席した者

中村復興局長、小野寺技監兼復興局副局長、大友復興局副局長、佐野復興局参事兼生活再建課総括課長、石川復興局復興推進課総括課長、遠藤復興局まちづくり再生課総括課長、石田復興局産業再生課総括課長、工藤総務部総務室放射線影響対策課長、高橋政策地域部政策推進室調整監、泉政策地域部市町村課総括課長、佐々木政策地域部地域振興室交通課長、工藤環境生活部環境生活企画室企画課長、伊藤保健福祉部保健福祉企画室企画課長、永井商工労働観光部商工企画室企画課長、高橋商工労働観光部雇用対策・労働室特命参事兼雇用対策課長、藤代農林水産部農林水産企画室企画課長、佐々木農林水産部漁港漁村課総括課長、佐藤県土整備部県土整備企画室企画課長、千葉県土整備部県土整備企画室用地課長、桐野県土整備部建設技術振興課総括課長、加藤県土整備部道路建設課総括課長、

八重樫県土整備部河川課総括課長、横山県土整備部都市計画課総括課長、  
勝又県土整備部建築住宅課総括課長、藤本県土整備部港湾課総括課長、  
小原医療局経営管理課総括課長、蛇口教育委員会事務局教育企画室企画課長

7 一般傍聴者

1人

8 会議に付した事件

- (1) 東日本大震災津波からの復興の取組について
- (2) その他

9 議事の内容

○**佐々木大和委員長** ただいまから東日本大震災津波復興特別委員会を開会します。

これより本日の会議を開きます。本日は、お手元に配付いたしております日程により会議を行います。

初めに、日程1、東日本大震災津波からの復興の取組について、執行部から説明願います。

○**中村復興局長** おはようございます。東日本大震災津波から4年が経過しました。これまで一日も早い復興実現のため、各分野にわたる事業に取り組んできたところでございますが、生活環境に支障のある災害廃棄物の処理の終了や海岸保全施設の約9割、災害公営住宅の約6割での着工、漁業協同組合を核といたしました漁船や養殖施設の一括整備や中小企業等復旧・復興支援事業を活用した事業所の早期再開など、復興に向け着実に進めてまいりました。

一方、応急仮設住宅等での生活が長期化する中、災害公営住宅の整備や復興まちづくり事業などが被災地の方々にとりまして復興を実感できる程度まで進んでいない状況にございます。平成27年度におきましても引き続き復興を県政の最重要課題とし、復興関連予算額といたしましては過去最大規模の予算を編成したところであり、復興のさらなる進捗を図ると同時に被災者一人一人に寄り添った丁寧な対応にも心がけてまいります。

本日は、東日本大震災津波からの復興の取組につきまして御報告を申し上げます。具体的な内容につきましては、大友復興局副局長から説明を申し上げますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○**大友復興局副局長** 東日本大震災津波からの復興の取組について御説明申し上げます。

お手元の資料1-1をごらん願います。県の第2期東日本大震災津波復興実施計画の施策体系・事業に基づく平成26年度における進捗状況について御説明します。

こちらは3月末見込みの数値で集計した暫定版として取りまとめたものであり、4月末には3月末実績による確定版として公表する予定でございます。

進捗状況の概要ですが、第2期東日本大震災津波復興実施計画に掲げる341指標のうち平成26年度の年間目標に対する進捗率が95%以上の指標は246指標、72.1%となっております。進捗率が95%未満の指標は95指標でございますが、このうち国や関係機関など

他の有利な制度を活用したものあるいは補助など枠は確保したが、実際のニーズが当初の見込みを下回ったものなどを除く実質的遅れに分類されるものは53指標、15.5%となっております。実質的遅れの理由を見ますと、関係機関との協議に時間を要したが13指標、復興まちづくり計画との調整等に時間を要したが、6指標と多くなっております。

続いて、資料1-2をごらん願います。資料の左側には先ほど御説明いたしました全体の状況を、資料の中段及び右側に三つの原則、10分野の取り組み状況ごとの進捗状況を記載しております。

資料中段をごらん願います。安全の確保についてであります。全体で63指標のうち進捗率95%以上の指標が40指標、63.5%、実質的遅れの指標は15指標、23.8%となっており、暮らしの再建、なりわいの再生と比較しますと総体的に進捗率が低く、実質的遅れが多くなっております。内訳を見ますと警察官緊急増員や復興支援道路整備等での指標で順調、地元との調整に時間を要したことにより緊急避難路整備やまちづくり連携道路整備等での指標で遅れとなっております。今後復旧・復興工事を円滑に進めるため、関係機関との情報共有の強化、復興まちづくりに係る人的、技術的支援を継続してまいります。

暮らしの再建については、全体で135指標のうち進捗率が95%以上の指標が99指標、73.4%、実質的遅れ指標は12指標、8.9%となっております。被災者再建支援等の指標で順調、作業員、資材不足等により災害公営住宅整備等の指標で遅れとなっております。被災者の住まいの確保のための相談対応、工事施工者のマッチング強化とともに被災者の見守りやコミュニティ形成に取り組んでまいります。

なりわいの再生については、全体で143指標のうち進捗率が95%以上の指標が107指標、74.9%、実質的遅れの指標が26指標、18.2%となっております。地域再生営漁計画策定、県産品商談会取引成約等の指標で順調、復興まちづくり計画との調整に時間を要したことにより防潮堤等完成延長等の指標で遅れとなっております。沿岸地域の基幹産業である水産加工業の商品開発や販路開拓、人材確保のための受け入れ環境の整備の支援などを進めてまいります。

資料の右側の10分野ごとの取り組み状況の説明については、省略させていただきます。

資料をめくっていただきまして、裏面には進捗率95%未満の指標について遅れの要因を1番、復興まちづくり計画との調整等を初めとする8項目の要因に分類し、それぞれの主な指標項目と事業名をまとめております。これらの要因を分析し、課題の解決に努めながら復興を着実に進めてまいります。

次に、資料1-3をごらん願います。こちらは事業ごとの平成26年度の取組状況と今後の課題等と年度ごとの計画値、平成26年度における実績と進捗率をまとめた資料となっております。説明は省略させていただきます。

続いて、資料2をごらん願います。長期的な視点に立って持続可能な三陸地域の創造を目指す三陸創造プロジェクトの進捗状況をまとめております。さんりく産業振興プロジェクト、新たな交流による地域づくりプロジェクトなど5つのプロジェクトを第2期東日本

大震災津波復興実施計画に位置づけ、具体化を図ることとしております。平成26年度の進捗状況ですが、1、復興実施計画（第2期）に掲げる主な目標の進捗状況、2、プロジェクト全体の取組状況としてまとめておりますが、平成26年度における取組状況、成果・効果・課題等を踏まえて来年度も引き続き関係部局が連携しながらプロジェクトの具体化を図ってまいります。

最後に、東日本大震災津波からの復興の取り組み状況について御説明申し上げます。お手元に配付しております資料3をごらん願います。2ページからの復興計画の概要についての説明は省略しまして、復興に向けた取組状況について、7ページをごらん願います。市町村が復興まちづくり事業として進めている防災集団移転促進事業などの面整備事業についてであります。宅地供給予定8,293区画のうち完成はいまだ619区画、7%にとどまっております。

8ページをごらん願います。応急仮設住宅等への入居状況をお示ししております。発災から4年が経過しても、なお2万8,000人を超える方々が応急仮設住宅等での生活を余儀なくされております。県では、被災者の方々が一日でも早く恒久住宅に移っていただけるよう、市町村と連携しながら災害公営住宅の早期整備や岩手県独自の持ち家住宅の再建支援などの取り組みを進めております。

9ページをごらん願います。災害公営住宅の進捗状況ですが、県、市町村整備の合計で着工済みが58%、工事完成が18%となっております。

12ページをごらん願います。水産業の再生についてであります。漁船、養殖施設の復旧・復興状況は平成27年度末までの全体目標をほぼ達成しているほか、水揚げ量も平年の8割弱まで回復しております。

13ページの商工業の再生についてであります。中小企業等復旧・復興支援事業につきましては、これまで121グループ、1,269者が採択となり、施設設備の復旧整備が進んでおります。

続いて、14、15ページをごらんください。防潮堤などの海岸保全施設や復興道路、災害公営住宅等の住民に身近な社会資本の整備の状況について、平成26年度末見込と今後の見通しを示したものでございます。これからまさに事業のピークを迎え、県内各地で復興事業が本格化しております。

次に、復興の現状と課題についてであります。19ページをごらんください。いわて復興ウォッチャー調査ですが、生活、地域経済、災害に強いまちづくりにかかわる復興の実感について、回復した、やや回復したとの回答の割合から余り回復していない、回復していないとの回答の割合を差し引いたものを時系列で示したものでございます。被災者の生活、地域経済については、上の二つの折れ線グラフでお示ししております。平成24年11月の第4回調査で初めてプラスに転じましたが、それ以降横ばいから緩やかな上昇傾向となっております。また、下の折れ線グラフ、まちづくりについては数値がマイナスとなっているところですが、少しずつ改善の傾向にあります。

次に、23 ページをごらんください。本格復興を推進していくための主な課題としては、人材、財源、用地の確保が挙げられます。復興財源についてですが、国からは平成 28 年度以降の次の 5 年間の新たな復興の支援の枠組みをこの夏までに策定し、その中で地方負担のあり方も含め、被災地の声に耳を傾けて丁寧に検討していくという考えが示されているところです。県といたしましては、復興が完了するまでの間、復興交付金や震災復興特別交付税などの国の特例的な財政支援措置を継続するよう被災 4 県で来年度早々に合同要望を行うなどあらゆる機会を捉え、市町村や他県とも連携しながら引き続き強く国に要望してまいります。

24 ページは、事業進捗に伴い顕在化してきている課題と対応について、25 ページに平成 27 年度予算における対応についてまとめております。

今後とも復興のステージの変化に伴って生ずる諸課題の解決に向けて市町村、県、国が連携を密にしながら一日も早い復興に取り組んでまいります。

以上で説明を終わります。

○**佐々木大和委員長** ただいま説明のありました東日本大震災津波からの復興の取組について質疑、意見等はございませんか。

○**嵯峨耆朗委員** 何点か質問させていただきます。

ただいまの説明の中で、分野ごとに実質的遅れの多いものとして、安全の確保もありますが、私はなりわいの再生が重要だと思っています。この指標の遅れが多いです。特に水産業、農林業の遅れが大きいという数字になっていますけれども、津波の被害というのはどちらかという水産業のほうに多かったと思います。水産業と農林業を合わせた実質的遅れの割合の数字が出ていますが、農林水産業で見るとどのような遅れの状態になっているのかお聞きしたいと思います。

○**石田産業再生課総括課長** なりわいの再生における農林水産業の遅れの捉え方でございますけれども、やはり海面での被災が大きいことから、水産業関係が漁業を初めとして壊滅的な被害を受けています。あとは津波浸水により農地の被害を受けたということが大きいですが、被害額で見ても水産業の被害が非常に大きいという状況でございます。

○**嵯峨耆朗委員** そうだと思うのです。水産業・農林業で実質的遅れが 21.6%となっていますけれども、水産業に限った場合だと、こういった数字になっているのかお尋ねしたいと思います。

○**藤代農林水産企画室企画課長** 水産業に限った遅れの状況についてですが、農林水産関係での遅れにつきましては、実質的には 53 指標中 12 指標となっておりまして、割合で見ると大体 16%というような状況になっています。具体的な中身ですが、今回はどちらかといえばソフトよりはハード面での遅れが大きく要因しております。今回、漁港や防潮堤の整備などのハード事業において復興まちづくり計画との調整の遅れですとか、工事を進めるに当たっての人材不足あるいは他事業との調整などが事業の進捗に影響して、こういう結果になっているところでございます。

○**嵯峨耆朗委員** 養殖業とか、定置の船などは整備されたし、漁港などの施設はあらかじめ整備されたと思っております。特に沿岸南部のほうでは養殖が盛んで、ワカメやコンブ、カキ、ホタテなどの養殖品目がありますけれども、これらの復旧状況について、実際に漁師や漁業協同組合などはどのように感じているのでしょうか。もしその辺がわかればお聞かせ願いたいと思います。

○**石田産業再生課総括課長** 水産業、特に漁業の再生にいち早く取り組みまして、養殖業の施設の整備を進めたところでございます。県の計画に対しまして、平成26年度末に約1万7,000台、ほぼ9割以上の達成率でございます。漁業者の方々からいろいろお話を伺う範囲では、やはりいち早くワカメの生産ができる体制を整えたことにより実質半年で生産ができて、生産金額にかえられることに取り組んだこと、それからカキ、ホタテ関係の種苗生産も3年程度かかるのですが、国のがんばる養殖復興支援事業などを導入して、この間の収入の確保も含めて取り組んだということで、国、県の施策に対しては総じて非常に高い評価を得ているものと認識しております。

○**嵯峨耆朗委員** 新聞でしか見てないのですけれども、ワカメの価格は、ことは少し戻りつつあるように聞いておりますが、実際にはどうなのでしょう。

○**石田産業再生課総括課長** ことしのワカメの相場でございますけれども、これまで風評被害によって非常に価格が低迷してきた状況でございます。今年度につきましては大分風評被害もとれてきております。あと事前の入札会が宮城県から始まっておりますけれども、金額的にも少しずつ上がってきているという相場観がありますので、漁業者の方々は少しずつでございますが、期待しているところと考えています。

○**嵯峨耆朗委員** いい方向に行っているということで、現状ではよかったと思っております。ワカメの収穫が始まっていますが、先日、テレビで見たのですけれども、流氷が北海道根室市の花咲港などふだん入らないところまで入り、風の影響で冷水が南に下がっているという話を聞いていました。そうするとワカメなどの沿岸漁業にいろいろと影響するのではないかと思うのですけれども、そういった影響はないのでしょうか。

○**石田産業再生課総括課長** 岩手県漁業協同組合連合会あるいは漁業協同組合からいろいろお聞きしている範囲では、冷水は観測されている状況ですけれども、ワカメの成長阻害や病気などの状況は現在確認されていないようです。4月から本格的に収穫されますけれども、この状態が早く改善されて、昨年を上回る量が生産されるよう期待しているところです。

○**嵯峨耆朗委員** 雪が多くないと山の栄養が水となって川を通じて流れていかないので、海の栄養が少なくなると育ちが悪いという話があります。ことは雪が少ないような気がするのですが、そういった可能性はどうなのでしょう。

○**石田産業再生課総括課長** ワカメの生育については、水温と栄養の供給で大分左右されるところがありますけれども、先ほど嵯峨委員の御指摘がありました水温については、余り冷た過ぎると成長阻害がありますが、そういう状況は今のところはありません。これか

ら水温が上がっていく時期になりますから、成長はある程度期待できると考えております。

それから、栄養供給については、海からの栄養供給と、陸上からの栄養供給があります。非常に雪が少ないということで、いわゆる雪解け水から運ばれてくる栄養供給の問題が言われているところですが、この3月上旬の大雪や海のシケがあったことが栄養供給にプラスに働いていると考えておりますので、心配されるようなことは今のところないと考えております。

○**嵯峨耆朗委員** わかりました。それで、サケについてですけれども、稚魚放流も今始まっているかと思うのです。その状況はどうなっているのか。4億尾を目標としていたわけですが、それも達成できそうかどうか、お尋ねします。

○**石田産業再生課総括課長** サケにつきましては、当初、今シーズンはサケの来遊が少なく、卵の確保も危ういのではないかとということで心配されたところですが、計画どおり卵の確保ができて、現在各ふ化場で順調に育成されているようです。4月が放流の本格的な月になりますので、目標とする4億尾の放流はきちんと達成できると見ております。

○**嵯峨耆朗委員** わかりました。まだ量がなかなか追いついていないことが少し不安ですが、それも達成されればよいなと思っております。

最後です。この資料2で、先ほどの説明でもありましたけれども、販路開拓等を支援していくとの説明がございましたし、今後ともカイゼン導入の継続と書いております。本県では、カイゼンというのはいまうまくいったのですか。大分市内でもカイゼンを言っております。それがうまくいったという認識で進めているかと思うのですが、その後、どうなのでしょう、うまくいったのでしょうか。

○**石田産業再生課総括課長** カイゼンの取り組みにつきましては、今、沿岸広域振興局を中心に水産加工業の分野で取り入れていまして、平成26年度までに18社程度で取り組みを始めていると聞いております。カイゼンの報告会も年度末を中心に実施していき、その報告会等の内容を聞きますと生産性が2割以上アップしたという報告もございますので、非常に高い効果があると考えております。

○**嵯峨耆朗委員** 水産加工業等にはそういった影響があるとのことですが、カイゼンそのものというのはどうなのでしょう。岩手県としてうまく進んだという認識でこれ取り入れたのかもしれませんが、どういうふうに捉えているかお尋ねしたいと思います。

○**中村復興局長** これまで沿岸部の水産加工業は生産体制などの面でもいろいろ課題があったと考えています。それが特に今人手不足の要因の一つにもなっていると思いますので、水産加工業の生産現場そのもののいろいろな面での体質を変えていかなければ、なかなか働く人も集まらないということもありますし、そういったことの一環でカイゼンの取り組みを沿岸部でも今進めてございます。

先ほど石田産業再生課総括課長からも話があったのですが、何社かは具体的にかなり生産性が向上しているというお話を私も社長からお伺いをしてございます。ぜひこういった

取り組みを継続的に進めていって水産加工の生産現場がより効率的な体制になり、働く人にとっても魅力のある生産現場になるように今後とも取り組んでまいりたいと考えています。

○及川幸子委員 私からは資料2の4ページにある、三陸地域が誇る海岸風景の再生による観光振興ということでお聞きします。海岸風景が一変するとやはり大震災の被害を受けたのだという気がいたします。その再生に努力なさっているのはわかるのですけれども、今の状況ではその再生はなかなか進んでいないと捉えております。その整備の取り組む時期が平成26年から平成28年ということで、急いでいるのはわかるのですけれども、私は海岸の再生というのが大変重要だと考えます。平成27年の着工計画という完成時期が延びると思うのですけれども、もっと早まらないかと思うのです。どのようにお考えでしょうか。

○八重樫河川課総括課長 海岸の風景についての御質問ですが、海岸の養浜について、県土整備部所管の海岸である陸前高田市の高田地区海岸において、名勝でありました白砂青松の高田松原を極力回復に向かわせるということで平成27年度から試験的に施工をするという記載させていただいております。今は砂浜が全くなくなっている状況です。こちらについては、県で高田地区海岸養浜技術検討委員会を3回ほど開催したのですが、専門家からも意見を聞いて、その回復方法について提言をいただきました。平成27年度から行うのは試験施工でございまして、およそ1.7キロメートルある海岸の中の200メートルの区間について、砂のほか、砂の下に砕石等でまずボリュームをとって、その上に良質の砂を購入してまいていくという試験施工をします。その後、これがいろいろな波浪等の影響でどのような挙動を示すかということを観察して、人工的に、施工でどれだけ回復できるかということを見ていきたいと考えております。海岸の完全な再生というのはかなり難しいです。洪水のときに山から土砂が流れてきたものが細かく粉砕されて、自然の海岸になっていくという自然の現象がありますが、それを待っていると何十年も何百年もかかるかもしれないということで、こういった施工を行い取り組んでいきたいと考えているものでございます。

○及川幸子委員 わかりました。それでは、100年とか待ってられない状況ですが、大体どのくらいかかるのでしょうか。私どもは北海道の奥尻島にも行ってきましたけれども、海岸沿いに慰霊碑が建っておりました。私はそのような形を想像しています。研究するといいですけどもどのくらいをめどにやられるのでしょうか。

○八重樫河川課総括課長 まず、自然の所作を待っていればどれくらいかかるのかということも、これはなかなか専門の方でもわからないところでもあります。

高田地区海岸も地震の影響で地盤沈下があります。従前の海底の傾斜の形状とは異なった状況にもありますので、まずは試験施工をして、その挙動を観察していくことが重要だと思っております。その結果、いつまでに回復するかということについてはなかなか判断が難しいところかと考えております。



○及川幸子委員 そうしますと、完成がいつごろかというのは計画できないということですか。

○八重樫河川課総括課長 完成というか、このように回復してくれればいいという絵は当然描くことはできますが、実際にそのようなものになっていくかということについてはこれから注意深く試験施工を通じて考えていきたいと考えております。

○及川幸子委員 ありがとうございます。少し残念ですけれども、しょうがないです。安全性の確認ということで、そういう方法がとられるのだと思います。

資料3の23ページにある、復興の推進における課題への対応についてですが、人材の確保、財源の措置、それから用地の確保という三つが挙げられております。これがスムーズに一緒に進めばいいのですけれども、とても難しいことだと思えます。この3点のうち、中でも難しいと思われるのはどの点なのかをお伺いいたします。

○大友復興局副局長 ただいま及川委員から、三つのうちでどれが難しいかという質問がありました。なかなかお答えしにくい御質問でございます。どれが欠けても大変だというのはそのとおりでございます。人材に関しましてもいろいろ他県から県、市町村ともに応援の職員に多数応援いただいております。来年度に向けて必要数の確保に現在も引き続き努力をしているところでございます。

復興用地の関係につきましては、平成26年5月に改正された東日本大震災復興特別区域法を活用して、いろいろと市町村に行きまして具体的な申請書の指導等をやりながら、今、実績がさまざま上がってきております。あと一番大きな復興財源の確保については、平成28年度以降の部分が5年間のフレームは示すということで明らかにされておりますけれども、地方負担の導入等も、そのあり方を含めて検討すると言われておりますので、その辺が大きな課題と思っております。来年度早々に4県合同要望等も予定しておりますので、これに鋭意取り組んでいきたいと考えてございます。

○及川幸子委員 大変苦しい質問だと思いますが、私はこの人材の確保を大変危惧しております。今も人が集まらないのに、今度、東京オリンピックが始まりますと、大手の業者はそちらに人手をとられます。人材確保について、そういう影響はどうなのでしょう。

○遠藤まちづくり再生課総括課長 今、及川委員から御指摘があったのは、建設工事と復旧・復興事業における現場での作業員などの建設事業に従事する方の不足が懸念されるのではないかというお話かと思えます。

東京オリンピックについては当然県としても支援、応援をするけれども、県といたしましては、国に対し、復旧・復興事業をまず一番に実施していき、復旧・復興事業の人材確保については関係団体、そして国、県、市町村が連携をとりながら努めていきたいといういろいろな場で協議していきまして、具体的な取り組みをこれから進めていく中で復興事業に人材をできるだけ確保しながら予定どおり工程に基づいて進めていきたいと考えております。

○佐々木大和委員長 発言の訂正があります。

○藤代農林水産企画室企画課長 先ほど嵯峨委員の御質問で、復興計画の進捗の遅れのところで農林水産関係の遅れにつきまして、12 指標、16%程度と御答弁させていただいたところですが、14 指標、25%でございました。済みません、おわびして訂正させていただきます。

○岩崎友一委員 私からは1点、先々週ですか、テレビでも報道していました被災地の児童生徒の教育の関係についてお尋ねします。これはたしかマスコミが各学校にアンケートといますか、聞き取り調査を行った結果なのですが、やはり体力、学力両面において低下をしているという報道がありました。復興局としてもそのような認識でよろしいのでしょうか。

○石川復興推進課総括課長 私もそのニュースを見たような気がいたします。今、具体的な手持ちの資料がございませんので、はっきりしたことはわかりませんが、ただ子供たちが厳しい状況の中で学びを続けているという状況であると考えてございます。

○岩崎友一委員 復興局か、教育委員会なのか定かではないのですが、被災地の子供たちの学力や体力についての調査は行っていましたか。

○蛇口教育企画室企画課長 まず、子供たちの学力及び体力に関する調査ということですが、それぞれ全県で実施しております。被災地における子供の学力については、それぞれ被災地においても厳しい環境の中、十分に頑張っておられまして、進学率等に見ましても被災前以上に進学しているケース等もございまして、それなりの学力はついてきているものと考えているところでございます。

また、運動、体力面については、例えば校庭が使えないなど不自由な状況にありまして、肥満等の状況がふえているといった状況もございまして、教育委員会といたしましては、体育館とか、狭い場所でもできる運動プログラムを入れてみたりですとか、広い校庭のある場所へバス等を運行するなどの支援をしているところでございます。

○岩崎友一委員 県としてもやっつけていただいているということはいろいろな事業等からもわかるのですが、やはり認識としては厳しい環境の中で、進学率に関しては今答弁がありました、特に体力に関しましては低下しているような気が私もするわけです。もちろん学校のグラウンドが狭いという現実があつて、応急仮設住宅が建っていることなどからまともに本来のグラウンドとして使えないということもわかるのですけれども、いわての学び希望基金があり、今、積立額も70億円くらいあると思いますが、そういった基金を活用して、例えば仮のグラウンド等の整備などに使えないものかと思えます。というのは、例えば小学校、中学校の成長段階で体力が低下するということは、非常に大きな問題だと思うわけです。基金のそういった活用方法があつてもいいのではないかと思うのですが、その辺の検討などはされたのか、いかがなものでしょうか。

○石川復興推進課総括課長 いわての学び希望基金につきましては、当初、親を亡くされた子供たちへの奨学金給付金という形でスタートさせていただいておりますが、その後、被災された子供たちの運動部あるいは文化部の活動、例えば東北大会とか、全国大会に出

た子供たちの交通費などにもいわての学び希望基金を通して御支援させていただいております。

また、来年度からは高校3年生の進学あるいは就職に係る費用につきましてもこの基金を使いまして事業を行う予定としてございます。直ちにグラウンド整備というものへの活用については予定してございませんが、このいわての学び希望基金につきましては被災地の子供たちの状況を毎年聞きながら一番必要とされているものについて事業化していく方向で考えてございますので、今後、引き続き検討してまいりたいと考えてございます。

○岩崎友一委員 グラウンドの整備というのは一つの例なので、例えばバスで送迎する支援でもいいのです。例えば授業中とか、限られた時間の中で移動を行うと今度はなかなか授業に充てる時間が少なくなるなどの地域事情もあるかと思いますが、その辺の視点を持っていただいて、体力の低下のないような取り組みを進めていただきたいと思います。

あといわての学び希望基金の質についてなのですが、この間、奨学金を出されているということで、いろいろな拡充なども図られているようでありますが、震災遺児もそうですけれども、孤児というのは両親を亡くされています。この前資料をいただきましたところ、親戚の家に預かっていただいている子供たちも多いということです。私もいろいろ考えるのですが、やはり幾ら親戚といいましてもお小遣いをくれとか非常に言いづらい状況でございまして、実際に自分の親もいないということで、もちろん相談もできないわけございまして、そういった観点から遺児、孤児、両方か、最低限孤児だけでも、その辺の支援の拡充というものをお願いできないものかと思うのですが、いかがでしょうか。

○石川復興推進課総括課長 親を今回の震災で亡くされた子供たちの支援は非常に大事だと考えてございます。いわての学び希望基金としては、奨学金給付金という制度を設けています。この制度ができましたのは平成23年度でございまして、平成25年度に給付金の額を各学年、各学校、年齢の種類によって違いますけれども、大体2倍ぐらいの金額にいたしまして支援しているところでございます。引き続き、遺児、孤児の支援にどのようなことがいわての学び希望基金を通じてできるのか、検討してまいりたいと考えてございます。

○岩崎友一委員 特にも震災孤児の子供たちの気持ちをわかるというのは非常に難しい話であるかと思うのですが、少しでもそういった子供たちの実態を把握しながら、よりよい基金の使い道をしていただければと思います。

○斉藤信委員 私は、まず、震災関連死の問題についてお聞きをしたいと思います。

3月13日に、盛岡地方裁判所で陸前高田市の男性の妻が訴えていた震災関連死が認められるという判決が下りました。県内では初めてですが、宮城県ではもう既に2件もあります。この震災関連死についての盛岡地方裁判所の判決について、中村復興局長はどのように受けとめているのでしょうか。

○中村復興局長 先般、盛岡地方裁判所から判決が出されて、陸前高田市は控訴しないということについては承知をしております。ただ、これにつきましては陸前高田市から委

託を受けた県の災害弔慰金等支給審査会ということで審査をし、それを踏まえて陸前高田市が決定をしているものでございます。ですから、今回の判決の内容につきましても我々としては災害弔慰金等支給審査会にもまた御報告をし、いろいろ委員の皆様の御意見もお伺いするということが必要だと考えてございます。

○**齊藤信委員** 今回の盛岡地方裁判所の判決については、3月18日付で日本弁護士連合会の会長が声明を出しています。今回の盛岡地方裁判所の判決は、被災者のストレスを丁寧に認定し、ストレスによる急性心筋梗塞の発症リスクの高まりを考慮するとともに一部の薬が服用されていないことがあったことについても震災によるストレスの影響を考慮するなど被災者に寄り添い、その置かれた状態を丁寧に認定した判決であったとあります。そして、災害弔慰金というのは災害により死亡した者の遺族に対する見舞い及び生活再建の支援であるという災害弔慰金の趣旨を十分に踏まえて、できる限り広く支給される方向で認定されるべきであると言っているのです。災害がなければ、その時期に死亡することはなかったと認められることで足りること等を訴え、積極的かつ十分な審査を行うべきだと言っています。特に被災者に寄り添ってこういう審査を行うためには沿岸被災地、地元自治体での審査が必要だと、こういうことも指摘をされております。岩手県は宮城県、福島県と比べますと認定率が岩手県が57.6%、宮城県は73.2%、福島県が77.2%であり、岩手県の認定率が極端に低いのです。私は、多くが県の審査会に委託をしているということに一つの背景、要因があるのではないかと思うけれども、今回の盛岡地方裁判所の判決、そして日本弁護士連合会の会長声明を受けて、私は今まで不認定になった方々にも、やはり総点検をするし、そしてできるだけ沿岸被災地で被災者の状況がわかる現場でこういう審査を進めるべきだと思いますが、復興局長いかがですか。

○**中村復興局長** 認定すべきかどうかということは、結局これはかなり専門的な判断が必要でございます。そういった意味で、医師、それから弁護士等を含む災害弔慰金等支給審査会を設けて委員の方々に検討していただいているという仕組みになってございます。法律上も災害によって死亡したということで、災害と死亡の間に因果関係がなければ支給ができないという大前提になっています。その因果関係を認めるかどうかということについてはやはりそれぞれの専門的な立場でそれぞれの個別ケースごとの事案がそれに該当するのかを判断することが必要だと我々としては考えており、個別の判断については我々のほうでどうこうと申し上げる立場にはございませんので、そこは御理解をいただければと思います。もう一つ、それぞれの沿岸の市町村で対応すべきではないかというお話がございました。これについては、県としては沿岸市町村からの委託を受けた形で災害弔慰金等支給審査会を運営しているところでございます。ですから、沿岸市町村が今後自分のところで審査をやりたいということであれば、それは我々としては御協議に応じるという立場でございます。

○**齊藤信委員** 宮城県、福島県との認定率の違いがこのぐらい出ているということは、私はシビアに受けとめる必要があるのではないかと思います。

それで、例えば岩手県の実態がどうなっているかという、被害の大きい陸前高田市は93人の申し出に対して認定されたのは45人、48.3%、大槌町は104人の申請に対して認定が50人、48%です。私は、これは余りにも低過ぎると思います。だから、私は今回の盛岡地方裁判所の判決と日本弁護士連合会の会長声明を受けて、今まで不認定になった方についてもこういう判決の内容を最大限お知らせすべきだと思うし、この災害弔慰金等支給審査会での審査は裁判ではないのだから、この大震災がなければ死亡することがなかったという視点での審査を福島県、宮城県並みにし、そしてできるだけ被災地、被災者の現状がわかった人が被災地に近いところで審査するという方向でぜひやっていただきたい。よろしくをお願いします。

二つ目に、第3回国連防災世界会議が開かれまして、これは世界の教訓というよりも日本の教訓としなくてはならない問題が応急仮設住宅の問題だと思うのです。2DKで30平方メートルのプレハブの応急仮設住宅が今の日本の基準になっているのです。日本科学者会議が国連防災世界会議の一般公開事業でやったシンポジウムがあるのですけれども、そこで塩崎立命館大学教授が次のように言っているのです。東日本大震災の応急仮設住宅の多くは劣悪でカビの発生で病気になった被災者もいると指摘をして、イタリアの応急仮設住宅は1戸60平方メートルと日本の2倍の広さであり、マンションのようで仮設とは思われない電化製品や家具一式、食器もついており、これを見て愕然としたと。今回のような大規模災害で4年、5年がたってもまだ応急仮設住宅で生活しなくてはならない。今回のこういう大規模災害においては、四畳半二間なんていう普通の住宅ではあり得ない。こういう基準は今回の災害を通じて抜本的に見直されるべきではないのかと思いますが、こういう点について県はどう認識して、国にも要望、提言をしているのかお聞きをしたい。

**○勝又建築住宅課総括課長** 応急仮設住宅の広さを含む仕様等を向上させるという点についてですけれども、今回の東日本大震災津波を踏まえて、内閣府が応急仮設住宅の仕様等について検討を行っています。それは一般社団法人プレハブ建築協会などのメーカーの方たちも含めてやっています、岩手県の担当者と、あと宮城県、福島県の担当者も何回かヒアリングを受けまして、このようにしてはどうかという御提案は幾つかしているところです。そういったところで、直接広さの話が解決されるかどうかというのは、これはまた別の問題があるのかもしれないのですけれども、仕様についてはいろいろ寒冷地の仕様ですとか、そういった御提言はしているところです。

一つ例を挙げますと、昨年末でしたけれども、長野県白馬村で地震が起きた場合には、あそこの地域に対応した個別の応急仮設住宅ということで屋根からの雪おろしが基本的には余り必要ない形での特殊なものを建てるなどの対応が進んでいます。ですので、我々が御提案したものがまたそういったところで生かされていくのではないかと考えています。

**○斉藤信委員** 私は根本には面積基準があると思うので、四畳半という基準が今の憲法の生存権を保障する立場から適切なのか。大規模災害のときには、1カ月、2カ月ならともかく4年、5年と生活するわけですよ。私はこの面積要件を抜本的に見直すべきだと思う

し、イタリアの例も紹介しましたがけれども、国際的な基準もよく研究して、今回の東日本大震災津波の教訓として次の大規模災害に備える必要があるのではないかと。今でも被災者は、あの狭さに苦しんでいるのですよ。狭さで鬱になりそうだという切実な実態もぜひしっかり提言をして、教訓にさせていただきたいと思います。

次に、東日本大震災津波復興実施計画の具体的な進捗状況についてお聞きをしたいと思います。最初に、資料1-3の9ページの14項に生活再建住宅支援事業・災害復興住宅新築支援事業というものがあります。これはバリアフリー、県産材工事に対する補助ですが、ほとんど目標を達成する状況になっています。1,300戸の目標に対して今年度の実績で1,217戸まで実施しており、進捗率が121%です。県産材使用について600戸に対して553戸まで実施していて、私は、これは確実に目標を超えるのではないかと思います。ここまで来たら目標を引き上げて、必要な需要に応えるような計画にすべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○**勝又建築住宅課総括課長** この被災者支援の住宅の新築ですとか、補修の支援については、今のところおおむね当初の想定程度の戸数で進んでいると思います。仮に想定戸数よりもふえた場合には、年度ごとの予算要求の中で必要な分を実施するというので、実際に平成25年度には宅地の部分で当初の予算よりもかなり所要額がふえ、かなりの増額をして認めていただいたということもあります。これは途中で打ち切られることがないように担当課としてもしっかりと必要があれば予算を増額するというのでやっていきたいと思っています。

○**斉藤信委員** 計画を超えて進捗しているということは、これはいいことですから、ぜひそういうところは目標を引き上げてきちんと対応していただきたい。

次の資料1-3の10ページの15項の災害復興住宅融資利子補給事業について、目標が小さかったと思うのですけれども、既に目標を達成しているのです。3年間の計画の目標を既に突破しています。実は住宅の利子補給というのは沿岸被災地の自治体の場合には、防災集団移転促進事業に準ずるような利子補給をやっているのです。私は、全体とすればそちらに流れるのではないかと考えていたけれども、県独自の利子補給で県自身の目標を超えたというのはどういう背景があるのか。恐らく市町村独自に500万円とか、最高は700万円まで利子補給する制度が被災自治体でやられているのですけれども、そういう沿岸自治体での取り組みがある一方で県独自のこういう利子補給も目標、計画を超えているというのはどういう背景、要因によるものなのか示していただきたい。

○**勝又建築住宅課総括課長** 原因については、つぶさに分析はしていませんけれども、斉藤委員がおっしゃるように沿岸の自治体では県よりも手厚い利子補給制度を持っています。その中で比較的落ち込まずに県の補助が使われているというのは、本年度の傾向として、内陸での新築の再建が進んだためだと思います。内陸では、こういった利子補給、住宅ローンについての支援というのは県の制度と、国の住宅金融支援機構がやっている災害復興住宅融資しかありませんので、そういう意味では県の補助金の利用が進んでいるのは内

陸のほうではないかと推測されます。

○**齊藤信委員** 次に、資料1-3の16ページの12項の被災児童生徒等就学支援事業について、資料を見ますと実施年度が平成26年度で終わるというようになっていますが、これは平成27年度まで続くのではないのでしょうか。そして、これは平成27年度だけでなく、さらに継続実施が求められる事業だと私は思いますけれども、その点どうなのでしょう。

○**蛇口教育企画室企画課長** 被災児童生徒等就学支援事業でございますけれども、ここに記載の部分については基金で行う就学支援事業でございます。この後、単年度交付金に切りかえられて、平成27年度につきましても予算計上しているところでございます。

○**齊藤信委員** その後はどうなるのでしょうか。

○**蛇口教育企画室企画課長** その後の状況につきましては、毎年度、文部科学省が検討することになると思われま。

○**齊藤信委員** 資料は少しわかりやすく書いたらいいですね。この資料を見たら実施年度は平成26年度で終わりとってしまいます。交付金事業ということでありまけれども、いずれにしてもこれは平成27年度までしか見通しがないということなので、本当にあと1年で被災者の状態が大きく変わるということはないわけだから、私は、ぜひこの継続を強く求めていただきたいと思いま。

資料1-3の20ページの20項の復興住宅ライフサポート事業について、沿岸12市町村を対象にしているのですけれども、実質は釜石市しか実施しませんでした。これは、災害公営住宅の入居者の見守りを行う事業なのです。これは、全ての沿岸被災自治体で取組まれて当然だし、特に私は何度も今度の予算特別委員会でも指摘をしましたが、一定規模の災害公営住宅には支援員を配置して、集会所が活用されて、絆、コミュニティが確立されるように配慮するよう指摘をしてきました。しかし、この状況はどうなのですか。被災自治体の認識がそこまで至ってないのか。住宅をつくれれば復興が山を越えたという形に受けとめているのか。私は今度の災害はそうではなくて、災害公営住宅に入ってから絆、コミュニティの確立ということがなければ本当の意味で再建復興にならないと思っているのですけれども、その点はどうなのでしょう。

○**伊藤保健福祉企画室企画課長** 復興住宅ライフサポート事業についてでございます。この事業につきましては今年度各市町村におきまして取組んでいただくように私どもも直接市町村を巡回いたしまして、いろいろ御説明等を行ったわけでございますが、なかなか市町村におきましてはマンパワーの不足ですとか、あるいは財源が継続的ではないといったような問題もございまして、取り組む市町村が釜石市にとどまったわけでございます。

一方、来年度以降についてでございますが、復興住宅ライフサポート事業につきましても財源の問題とかがございまして、また沿岸市町村では災害公営住宅の見守りについても生活支援相談員にお願いしたいという意向もございまして、来年度からは生活支援相談員の必要数を市町村の社会福祉協議会からお聞きいたしまして、その分を予算計上しているところでございまして。

○**斉藤信委員** これは、実は復興支援員制度で総務省の交付金事業になっているのです。だから、財源がないわけではないのです。それで、今、やはり災害公営住宅における孤独死というのは復興災害だと指摘をされているのです。だから、私はこういう認識を本当に被災自治体関係者にまで徹底して、必要な制度、活用できる制度があるわけだから、しっかり取り組むように、ぜひこれは県が本気になってやっていただきたい。

最後です。資料2の1ページに、6次産業化の取組拡大・定着というのがあります。これは沿岸地区で53社を支援したとなっていますが、沿岸における6次産業化の実績、成果はどうなっているのでしょうか。それと今回補正予算でさまざまな支援策があって、例えば地元産品、県産品の売り出しで割り引きできるという制度があるのですが、私はこういう6次産業化の生産者団体も対象にすべきだと予算特別委員会で指摘し、それは検討するという答弁でした。ぜひこういう形で6次産業化で新しい商品開発、産直などもやっているところも私は今度の補正予算の県産品活用の補助金の対象にしてしっかりと取り組むべきだと思いますが、この成果、実績と、その取り組みについて示していただきたい。

○**藤代農林水産企画室企画課長** 6次産業化の成果、実績の部分について御答弁をさせていただきます。

これについては、沿岸の水産加工業の方などを中心に付加価値をつけて販路の回復拡大につなげていこうということで取り組んでいるものでございまして、例えばこれまで首都圏あるいは関西圏でのフェアを12回ほど行ったり、あるいは商談会についても首都圏や県外のほうで10回ほど実需者とのマッチング、取引拡大などを行っております。県内分の商談会の成果である成約率につきましても今年度大体1億3,000万円といったような実績が出ていて、着実に販路の結びつきの取り組みにつながっているものと承知してございます。

また、主にワカメを中心に、例えば今回2月ぐらいから盛岡駅でワカメフェアを行い、県内の皆さんにも広く食べていただく取り組みもスタートしておりますし、水産品の加工コンクールというようなところでも県内の企業が新商品を出してくるような形で、取り組みは大分活発化してきていると捉えているところでございます。

○**永井商工企画室企画課長** 斉藤委員から御質問のございました今般の2月補正予算で措置をお認めいただきましたいわての県産品販売促進事業の件でございます。この事業につきましましては、主に県外の顧客に向けまして、インターネットですとか、県のアンテナショップを通じた県産品費用の一部を助成するという事で県産品の消費を拡大、喚起し、県内事業者の生産販売を促進していくという取り組みになってございます。これについては、割引率が3割ということでございまして、沿岸被災地だけではなくて、県内広く対象ということになっているわけでございますが、当然に沿岸被災地におけるさまざまなものづくりの取り組みですとか、あるいは水産加工品で申し上げますと現在取り組んでおります商品力の向上プロジェクトなどさまざまな取り組みがございまして。また、ブランドの再生事業など関係の事業もございまして、こういった県産品の販売促進事業を契機に沿岸の地域資源を活用した商品の開発が図られ、またそれが広く販売されていくような形での



取り組みを考えてまいりたいと思っております。

事業の詳細につきましては、先般予算を認めていただいたばかりでございますので、現在、詳細を詰めてございますが、斉藤委員の御指摘のような方向性で今後も検討を進めてまいりたいと考えてございます。

○福井せいじ委員 何点か質問させていただきたいのですけれども、資料2の1ページ、水産業の生産性向上・高付加価値化というところに高度衛生品質管理地域づくりの推進という項目があります。それから、資料1―3の23ページに高度衛生品質管理型水産物生産加工体制構築支援事業ということで、高度衛生という衛生に着目した取り組みがありますが、この点についてどのような取り組みをなさっているかまずお知らせいただきたいと思います。それから資料2のほうの成果、効果、課題のところはこの高度衛生品質管理のところでは、計画を実行するための体制づくりが課題と書かれていますが、この2点について教えていただきたいと思います。

○藤代農林水産企画室企画課長 水産物の高度衛生品質管理の取り組みについてでございますけれども、これについては沿岸の11市町村を対象に漁獲から加工、流通まで、船の上から加工、流通段階まで一定の高いレベルでの品質管理を徹底していきましょうという考え方で行っている取り組みでございまして、三つぐらいのステージに分かれます。一つ目が市町村ごとにこういったことに取り組むという宣言をしていただきます。これについては、平成26年までで11市町村中8市町村が宣言をしていただいています。その次に今度は具体的にどういうことに取り組むのかという計画をつくっていただきます。これは、見込み値ですけれども、平成26年まで7市町村ぐらいでそういったところに移っています。最後が、こういったような計画をつくっていただいて、それを県で認定をするという形で具体的に組みんでいただくプロセスです。以上、こういった形で取り組んでいるものでございます。

もう一つ、ハード面の部分で、例えば、密閉型の外気と遮断されたような形で衛生管理ができる、温度管理ができる卸売市場を大船渡市や釜石市でも計画していますけれども、そういったものでも対応していくという取り組みをしているものでございます。

それから、これをどのように生かしていくかというところで、来年の具体的な事業ですが、二つほどビジネスモデル的なところを考えております。一つは船の上でのイカの高鮮度流通ということで船の上でイカを生け締めして、鮮度を保ったまま流通させる取り組みですとか、あるいはサバは通常は生食せず筋目などの加工をされるようなのですが、それを生食できるような衛生管理をして流通できないかなどを調査研究するというのが来年度の事業として予定しているものでございます。

それから、計画を実行するための体制づくりについて、市町村で計画をつくっていただくところですが、漁業者の方と流通加工の方とで一体で同じ意識のもとで取り組んでいかなければいけません。例えば、温度管理ですとか、また聞いたところでは、魚市場でも地面、床に直接つけないできちんと上に上げるなどのそういう細かいところをきちんと

と守って最後の流通加工段階まで持っていかなければいけないということで、そういった皆さんの協力、意識を共有化して具体的に取り組むことが大切であることから、こういった記述になったものと考えています。

○**福井せいじ委員** このような取り組みに対し、やはり全国での評価というのはあるのでしょうか。ほかの市場とか、ほかの地域では、このような取り組みを果たしてなさっているのかどうかお聞きしたいのですけれども、いかがでしょうか。

○**石田産業再生課総括課長** 流通の起点となる魚市場を中心にして生産から流通、それから加工まで渡すための衛生管理の取り組みは全体の流れになっています。これは、海外輸出に向けて、HACCPをとるという形で水産物の鮮魚を海外に出すためのハードルをクリアするという考えで、全国でも新しい市場をつくるような考え方で、閉鎖型の魚市場をつくって衛生管理に非常に気をつけてやっていくという流れにはなっています。ただ、いかんせん魚市場、水産物流通の市場の関係もありますので、すぐこれをやったから目に見える形で金額が上がるという形にはなかなか今はなっていないところもありますけれども、全体の考え方としては流通の末端の方々まで理解していただいています。県内で言えばこのほど大船渡市で市場ができましたので、市場を視察する業者の評価も高まっていますから、こういう動きからもこのような取り組みは、今後、スタンダードになっていくという考えで県としても取り組んでいく考えでございます。

○**福井せいじ委員** ありがとうございます。今、お答えいただいたのですけれども、こういった取り組みを私たちだけのもの、評価にしないで、この評価を外の評価と第三者の評価にしていくことが私は必要だと思えます。今、流通業者の方が来て、これを評価したというお話がありました。

資料1-3の23ページのいわてブランド再生推進事業ですが、ぜひ流通関係のバイヤーあるいは料理人の視察を受け入れ、こういった方々に訴えていくことが必要だと思っております。ここでバイヤー、料理人の話なのですけれども、どのような業者のバイヤーあるいは料理人を呼んできているのかもお知らせいただきたいと思えます。

○**藤代農林水産企画室企画課長** 実需者側のどういう方を呼んできているかということについての御質問です。産地見学会という言い方をさせていただきますが、今年度こういった産地見学会については首都圏からの方が3回、関西圏の方々が3回ということで計6回ほどこういった取り組みを行っております。来ていただいている方については、首都圏なり関西圏で著名なレストランなりを経営されているシェフの方、それから流通関係に携わっているバイヤーの方、実際に小売店なり、あるいはそういうレストランに食材を買いつけて卸されているバイヤーの方、そういった方に来ていただいて具体の産地での取り組み、あるいは物自体をいろいろ見ていただいて評価していただいているという取り組みでございます。

○**福井せいじ委員** ありがとうございます。私は、今、藤代課長のお答えをいただいて、それはそれで一つブランド力を高めるという意味ではいいと思うのですが、量を求める場

合には、やはり全国チェーンのバイヤー、流通関係あるいは飲食関係のバイヤーとの接点も持ったほうがいいのではないかと思います。そういった全国チェーンの方々と一緒に商品開発をするということも必要だと私は思うのです。そのことによって、たくさんの量が販売できるということも考えられると思うので、ぜひそういった視点でも考えていただきたいと思います。

今伺いますと、なりわいの再生については生産設備の差別化、そしてまた意識改革、あるいは商品開発、そしてまた販路開拓といった一つの大きなストーリーが必要だと思います。ぜひともそういったストーリーを形づくって、その各段階で取り組んでいただきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

**○喜多正敏委員** 今、斉藤委員から復興住宅ライフサポート事業についての質疑が交わされました。高齢者住宅とか、あるいはみなし仮設住宅等で高齢者あるいは独居者の方々がふえて、経年で心身ともに、あるいは生活相談等もふえてきているのではないかということで、先ほど生活支援相談員をふやすという話もありました。もちろんフェース・トゥー・フェースでいろいろお話を聞くことは大事でありますけれども、しかしながら生活支援相談員の人数の問題もありますし、あるいは行った先ですぐ帰ってくるわけにもいかず、話し込むとか、相談内容も多岐にわたると思うわけであります。

そこで、そうした中で岩手県立大学の小川晃子教授がいわて“おげんき”みまもりシステムを開発されて、今、滝沢市でもそれを使っているところです。被災者からきょうも元気ですとか、何か心配事あればみまもりセンターに連絡があり、対応する取り組みです。みまもりセンターを地域の社会福祉協議会が引き受けて、何かあればすぐ対応することになれば、そうした情報を共有することによって生活支援相談員もさらに負担が軽減され、より緊急時に対応できるし、あいた時間にいろいろな活動に従事することにも努められるのではないかと思います。そうした観点から私どもも質問をして、岩手県社会福祉協議会を通じてそうしたシステムを紹介、普及していくという答弁もあったわけですが、しかしながら実態としては被災地の社会福祉協議会がみまもりセンターを引き受けることはなかなか難しいようであり普及が進んでいない実態であるようです。生活支援相談員の方をふやすこととともに、こうしたシステムを活用していくことがいいのではないか。そして、みずから情報発信するということが被災者にとって、あるいは避難をされている方にとってもいいことではないかと思うわけでありますけれども、これが普及することについて、さらに県としても、それから復興局としても紹介をして、何か課題があれば、これは非常に軽便な、余り予算もかからない、情報通信もかからないシステムと理解をしているわけですので、これをぜひ紹介して推奨していただきたいと思うわけでありますが、御所見をお伺いしたいと思います。

**○伊藤保健福祉企画室企画課長** ただいま、いわて“おげんき”みまもりシステムについて、お話をいただきました。人と人が対面でフェース・トゥー・フェースでやるということと、また24時間それでカバーできるわけではございませんので、こういった御紹介の

ありましたシステムなども有効なものと考えてございます。

このいわて“おげんき”みまもりシステムにつきましても、社会福祉協議会で全県に対して広める動きを行っておりますので、被災地の状況もお聞きしながら取り組んでまいりたいと思います。

○喜多正敏委員 大変な業務量を抱えて、被災地の社会福祉協議会も大変なようです。なかなか導入までは課題があり、踏み切れないところもあるようなので、ぜひそういった状況をお聞きして、県としても支援をしていただきたいと思います。よろしくお願いします。

終わります。

○神崎浩之委員 一つだけ確認させていただきたいと思います。

他県における復興予算の不適切な事案があるのかどうかということなのですけれども、資料3の23ページに復興財源の確保ということがありまして、この復興財源の確保については自治体も、県も、それから我々も一番心配しているところであります。その中で、先ほどの説明では、他県とも協力しながら予算を確保していく、それから及川委員の答弁に対しても4県で国にお願いしているという答弁でありました。一方、これは相手があることなのですけれども、岩手県では大雪りばあねっと、それからD I Oジャパンの事件がありましたし、今回の久慈地区の化製会社の関係もあります。

そういうことで、予算特別委員会の中では高橋孝眞委員もしつこく岩手県ばかりもらえないのではないかと心配もされておられましたけれども、私が調べたところでは実際に緊急雇用事業については復興にかかわらず、やはり全国で不適切な事案があるようです。今回、4県で要望するというものでありましたが、他県においてはこのような規模や件数で復興予算に関する不適切な事案みたいなものがあるのかどうか、その辺について確認をさせていただきたいと思います。

○石川復興推進課総括課長 先ほども申し上げましたとおり、平成28年度以降の財源問題、これがかなり重要問題だと考えておまして、4県で新年度に入って早々に要望するというので各県とも調整を進めてございますが、他県において不適切な事案があったかどうかというところまでは、申しわけございません、承知してございません。

○神崎浩之委員 いずれ相手があることで、こういう不祥事があることもあるのですけれども、県行政におきましてもいわて障がい福祉復興支援センターの件もありましたし、小さいことではさんさの海外への派遣に要する経費を復興予算から一般財源に振り替えたということもありますので、国民に対して、それから霞が関に対してもきちっと復興について予算を使っているのだということを示すべきだし、そういう使い方をすべきだと思います。最後に中村復興局長にお伺いしまして、終わりたいと思います。

○中村復興局長 ただいま神崎委員からお話がありましたように、復興財源といえども国民の皆様からいただいている貴重な税金の執行でございまして、これについては十分国民の皆様説明責任が果たせるような形で使っていかなければならないと思っています。このことについては、我々職員も改めてしっかりと認識をしながら事業執行に取り組んで

いく必要があるだろうと思います。ただ一方で本県を含め被災地の復興の事業が平成 27 年度で終わらないというのはもう明白な事実でもございます。これについては、平成 28 年度以降の財源についても、これはしっかりと獲得しながら復興を進めていくということも我々のまた大きな責務だろうと思っておりますので、留意すべきところはしっかり留意しながら、獲得すべきところは獲得に全力を挙げてまいりたいと考えております。

○**勝又建築住宅課総括課長** 申しわけありません、先ほど私が答弁した中で、被災宅地の支援について、平成 25 年度当初予算より増額したと申し上げたのですけれども、宅地だけを切り出すと増額はしていませんでしたので、訂正いたします。

○**工藤勝子委員** 1 点だけ質問させていただきたいと思っております。

資料 3 の 22 ページで若干気になったところがあったのです。と申しますのは結局顧客、取引先の減少、または販路の喪失というところが前回より 42%高くなっているということであります。県としてもいろいろな支援をされていると思っております。魅力ある商品作りとか、いわて銀河プラザにおける販売商談会等も進めておりますけれども、私は今までは被災地を応援しようという中で、商品が売れてきた部分もあったと思っております。そうした中において、やはり震災から 4 年を経過した中で風化してきているのではないかと感じております。予算特別委員会の中で、平成 27 年度一般会計予算について最後に附帯意見が付され、その中で風化対策に取り組んでほしいという文言が入ったわけですが、県として 4 年を経過する中で、震災を風化させないで、こういう販路の拡大にも力を入れていかなければならないと思うのです。非常に難しい問題だろうとは思いますが、この風化対策について今回の附帯意見の中に文言が入ったことによって今後どのように取り組んでいくのかをお聞きしたいと思います。

○**中村復興局長** 風化の問題は、こういう対策をやればそれがすぐに回復するというような即効的な施策がなかなかあるわけではございません。ですから、今、我々としては地道に、被災地の復旧・復興の現状を丁寧に御説明しながらできるだけ多くの方々にまた今後の支援を含めて御理解をいただくような取り組みを行っています。具体的には、いろいろなマスコミの媒体等や県の広報媒体、その他を活用し、あとは県でも独自に県内、県外でもフォーラムといったようなものも開催をしております。さらに、実は今、県、市町村にも、他県からかなりの数の応援の職員が入ってきておりますが、この方々がそれぞれまた地元に戻ったときに引き続きそこで岩手県の応援団になっていただいて、岩手県の情報発信をし、岩手県のものを買っていただくというようなことを周りの方に広めていただくといった取り組みも含めて、何とか風化防止のいろいろな取り組みを進めていきたいと考えてございます。

○**工藤勝子委員** 非常に難しい問題と思っておりますけれども、被災者は自分たちはもう忘れられているのではないかと感じ、応急仮設住宅に入っている人たちも、だんだんそのように感じてきている部分もあるのではないかと感じます。公共事業は確かに着々と進んでいく一方、風化対策は難しい問題だと思っておりますが、被災者の方々に、まだ私たちのことを忘れ

ないで、県もいろいろな方々も、全国の方々も支援しているのだという思いを抱かせるような取り組みをしていただければと思っているところでございます。よろしくお願いいたします。

○佐々木大和委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木大和委員長 ほかにないようですので、東日本大震災津波からの復興の取組については、これをもって終了いたします。

次に、その他でありますか、何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木大和委員長 なければ、以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。